

# 日本基督教団

## 中部教区規則および諸規約集

日本基督教団中部教区規則

### 各地区規則

日本基督教団中部教区富山地区規則  
日本基督教団中部教区石川地区規則  
日本基督教団中部教区福井地区規則  
日本基督教団中部教区愛知東地区規則  
日本基督教団中部教区愛知西地区規則  
日本基督教団中部教区岐阜地区規則  
日本基督教団中部教区三重地区規則

### 諸規約

中部教区教師退職一時金互助会規約  
中部教区教職一時融資金規約  
中部教区会堂融資規約  
中部教区教師互助会内規

### 参考資料

教区総会における「建議、請願」の取り扱い  
各委員会の位置付けと継続手続き  
教会諸記録作成要綱  
宗教法人事務その他に関する注意  
中部教区機構図

2023

# 目 次

日本基督教団中部教区規則	3
各地区規則	
日本基督教団中部教区富山地区規則	13
日本基督教団中部教区石川地区規則	14
日本基督教団中部教区福井地区規則	16
日本基督教団中部教区愛知東地区規則	17
日本基督教団中部教区愛知西地区規則	19
日本基督教団中部教区岐阜地区規則	21
日本基督教団中部教区三重地区規則	23
諸 規 約	
中部教区教師退職一時金互助会規約	27
中部教区教職一時融資金規約	29
中部教区会堂融資規約	30
中部教区教師互助会内規	31
参 考 資 料	
教区総会における「建議、請願」の取り扱い	35
各委員会の位置付けと継続手続き	36
教会諸記録作成要綱	37
宗教法人事務その他に関する注意	43
中部教区機構図	45

# 日本基督教団中部教区規則

# 日本基督教団中部教区規則

1951年	3月	28日	制定
1955年	5月	25日	改正
1956年	5月	23日	改正
1957年	5月	22日	改正
1960年	5月	26日	改正
1961年	5月	24日	改正
1965年	5月	27日	改正
1969年	5月	14日	改正
1978年	5月	17日	改正
1979年	5月	17日	改正
1982年	5月	19日	改正
1983年	5月	18日	改正
1987年	5月	20日	改正
1992年	5月	19日	改正
2001年	5月	16日	改正
2006年	5月	24日	改正
2009年	5月	19日	改正
2013年	5月	22日	改正
2014年	5月	21日	改正
2023年	5月	24日	改正

## 第1章 地 域

第1条 本教区の地域は次の通りとする。

富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県

## 第2章 教区総会および常置委員会

### 教 区 総 会

第2条

- ① 教区総会は次に掲げる議員をもって組織する。
  - (1) 教区内における教会および伝道所の主任担任教師、またはその代務者、ただし現住陪餐会員200名を有する教会では担任教師1名を加え、更に現住陪餐会員200名を増すごとに1名加えることができる。
  - (2) 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選による者、総数の3分の1。
  - (3) 教区内における教会の役員たる信徒各教会につき1名。ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では2名とし、更に現住陪餐会員200名を増す毎に議員1名を増すことができる。
  - (4) 教師または信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦する者、ただしその数は推薦議員以外の議員総数の100分の8を超えてはならない。
- ② 前項第2号乃至第4号の議員の任期は2年とする。
- ③ 第1項第1号および第2号および第4号の議員で教師であるときは中部教区の教師名簿に登録したものでなくてはならない。

### 第3条

- ① 次に掲げる者は准議員として教区総会に出席し発言することができる。ただし、表決に加わることができない。
  - (1) 正教師で議員でない者
  - (2) 補教師で議員でない者
  - (3) キリスト教教育主事
  - (4) 教区総会において推薦する者
- ② 前項第1号および第2号の准議員はその属する教区の教師名簿に登録した現任の教師でなければならない。ただし、この場合隠退教師は現任教師と同じ取扱いを受けるものとする。

### 第4条

- ① 教区総会に、議長、副議長および書記各1名をおく。
- ② 議長および副議長は正教師たる教師の議員の中から、書記は議員の中から定期教区総会において選挙する。
- ③ 議長、副議長および書記の任期は2年とする。
- ④ 補欠による議長、副議長および書記の任期は各その前任者の残任期間とする。

### 第5条

- ① 議長および副議長の選挙は投票によって行う。  
投票は1人1票無記名とする。
- ② 議長および副議長は有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。
- ③ 前項の規定により当選者を得ることができないときは再投票を行い、なお当選者を得ることができないときは高点者2名について決選投票を行い得票同数のときは抽選を得て当選者を決定する。
- ④ 議長および副議長が共に事故あるときは書記が議長の職務を行い、仮議長を定めるものとする。  
仮議長は正教師の議員の中から選ぶ。

第6条 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、教区総会を代表する。

第7条 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

第8条 書記は議長の命を承け議事の記録を整理する。

### 第9条

- ① 教区総会は定期総会および臨時総会とする。
- ② 教区総会は教区総会議長が招集する。
- ③ 定期総会は1年に1回5月中に開く。
- ④ 臨時総会は次の各号の1に該当する場合に開く。
  - (1) 議長において臨時緊急の必要があると認めたとき。
  - (2) 議員5分の1以上の要求があったとき。

(3) 常置委員半数以上の要求があったとき。

第10条 教区総会は緊急の場合の外、開会10日以前に開会の日時、場所および会期を定め議案を附して招集するものとする。

第11条 教区総会において処理すべき事項は次の通りである。

- ① 教区の教勢および教務に関する事項。
- ② 歳入歳出予算、決算および財務に関する事項。
- ③ 教師の按手礼および准允に関する事項。
- ④ 牧師、伝道師の就任、退任その他教師の異動に関する事項。
- ⑤ 教会および伝道所の設立、開設、合併、加入または解散、廃止および教会種別の変更に関する事項。
- ⑥ 教会および伝道所の連絡および指導に関する事項。
- ⑦ 伝道、公共事業の振興に関する事項。
- ⑧ 教会記録の審査に関する事項。
- ⑨ 教団総会議員の選挙に関する事項。
- ⑩ 訴願に関する事項。
- ⑪ 教区規則の変更に関する事項。
- ⑫ その他教区における重要な事項。

第12条 教区総会はその権限の一部を常置委員会に委任することができる。

第13条

- ① 教区総会は議員総数3分の1以上の出席者がなければ議事を開き議決をすることができない。
- ② 議事は別段の定めがなければ出席議員過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決する所による。
- ③ 議案は常置委員会のほか議員10名以上の同意があるときは議員が提出することができる。ただし、経費を要する議案はこれに必要な収支予算案を添えなければならない。
- ④ 教師および信徒は議員5名以上の同意を得て請願または建議をすることができる。

第14条

- ① 教区総会は開会中、次の特別委員をおく。
  - (1) 報告審査委員 8名
  - (2) 建議請願審査委員 3名
  - (3) 議事運営委員 6名
  - (4) 教会記録審査委員 26名
  - (5) 投票委員 若干名
- ② 教区総会は必要に応じ前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名をおくことができる。

## 第15条

- ① 教区総会はその閉会中の事務を行うため次の常任委員をおく。
  - (1) 監査委員 3名
- ② 前項の常任委員の外、教区総会は必要に応じ常任委員若干名をおくことができる。

## 第16条

- ① 常任委員の任期は2年とする。
- ② 補欠による常任委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第17条

- ① 監査委員は会計に関する書類、帳簿の検閲、金銭・物品出納、その他会計事務の執行、および教区業務の執行を監査するものとする。
- ② 監査の結果は意見を附して教区総会に報告しなければならない。
- ③ 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

## 第18条 教会記録審査委員は教会の記録を審査するものとする。

審査の結果は意見を附して教区総会に報告しなければならない。

ただし、教区総会で報告ができない場合は常置委員会に報告する。

## 第19条 特別委員および常任委員は議員の互選による。

## 第20条

- ① 特別委員および常任委員は夫々特別委員会および常任委員会を組織する。
- ② 特別委員会および常任委員会に夫々委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- ③ 委員長は委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

## 常 置 委 員 会

## 第21条 教区に常置委員会をおく。

## 第22条

- ① 常置委員会は次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 教区総会議長、副議長および書記。
  - (2) 教区総会議員の互選による者11名、ただし教師6名、信徒5名とする。
- ② 常置委員の任期は2年とする。
- ③ 常置委員に欠員が生じたときは、教区総会において定められた補充員からその順位に従ってこれを補充する。
- ④ 常置委員会は教区総会議長、副議長、書記の外3名の常置委員をもって常任常置委員会を設け、その権限の一部を委任することができる。

## 第23条 常置委員会は次の事項を処理する。

- ① 教区総会閉会中、総会に代って処理すべき重要な事項。

- ② 教区総会の権限に属する事項でその委任を受けた事項。
- ③ 教区規則の変更、歳入歳出予算および決算その他教区総会に提出すべき議案に関する事項。
- ④ 教区総会が成立しないときまたは教区総会議長において教区総会を招集するいとまがないと認めるとき、教区総会に付議すべき事項。
- ⑤ その他教区における重要な事項。

第24条 常置委員会の処理事項は次期教区総会に報告し、その承認を得なければならない。

第25条 常置委員会の定足数は8名とする。

### 第3章 部および委員会

第26条 教区に次の部をおく。

- ① 伝道部
- ② 教育部
- ③ 社会部
- ④ 教師部
- ⑤ 人事部
- ⑥ 財務部
- ⑦ 宣教研究部

第27条 各部の所管事項は次の通りである。

- ① 伝道部は伝道の企画をなすほか、一般伝道、農村、漁村、都市、産業伝道、開拓伝道、小教会対策、特殊伝道、その他伝道の進展に必要な事項をつかさどる。
- ② 教育部は壮年、婦人、青年など信徒の研修および指導、教会学校教師の育成および認定、本教団の関係学校および幼稚園の連絡指導、その他キリスト教教育の発展に必要な事項をつかさどる。
- ③ 社会部は社会活動に関する事項、社会福祉事業団体との協力および連絡ならびに緊急救済活動に関する事項をつかさどる。
- ④ 教師部は教師の研修、共励、共助に関する事項をつかさどる。
- ⑤ 人事部は教師の任地の斡旋または指示に関する事項をつかさどる。
- ⑥ 財務部は負担金の割賦および徴収、教区の財産管理その他財務に関する事項をつかさどる。
- ⑦ 宣教研究部は宣教の問題を研究する。

第28条

- ① 各部に委員長および委員若干名をおく。
- ② 委員は教区総会においてこれを選出し、委員長は委員の互選による。
- ③ 委員の任期は2年とする。

第29条 各部の事務打合せのため教区総会議長は随時各部委員長を招集することができる。



### 第30条

- ① 委員に欠員を生じたときは、常置委員会の議を経てこれを補充する。
- ② 補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第31条

- ① 本教区に次の常設委員会を置く。
  - (1) 互助委員会 若干名
  - (2) 「障がい者と教会」委員会 若干名
  - (3) 部落差別問題委員会 若干名
  - (4) 愛知老人コミュニティーセンター委員会 若干名
- ② 常設委員は教区総会の議を経てこれを選出するものとする。
- ③ 第1項の常設委員会の他、必要に応じ教区総会の議を経て、特設委員会をおくことができる。  
第30条の規定は常設委員会および特設委員会にこれを準用する。

## 第4章 教区事務所

第32条 教区事務所は教区総会の定める所におく。

第33条 教区事務所は下記の事項を処理する。

- ① 教団事務局よりの通達および教団事務局に提出すべき書類に関する事項。
- ② 教会、伝道所に通達すべき事項。
- ③ 官庁その他各種団体との連絡に関する事項。
- ④ 統計、記録ならびに文書の保管に関する事項。
- ⑤ 教区総会および常置委員会の所管事務に関する事項。
- ⑥ 各部および常設委員会の所管事務に関する事項。
- ⑦ 教団教規、教区規則その他の規則により処理すべき事項。

### 第34条

- ① 教区事務所に主事その他の職員をおくことができる。
- ② 主事その他の職員は常置委員会の議を経て教区総会議長がこれを任用する。

## 第5章 地 区

第35条 本教区は伝道ならびに教務の遂行のために以下の7地区をおく。

富山地区、石川地区、福井地区、愛知東地区、愛知西地区、岐阜地区、三重地区

### 第36条

- ① 各地区は地区会を組織する。
- ② 地区会は定期地区会、臨時地区会とし、その期日は地区の定める所による。

#### 第37条

- ① 各地区に会長、副会長、書記をおく。
- ② 地区会長はその地区内の正教師の中より選出する。
- ③ 第4条第3項、第4項の規則は地区会長、副会長および書記について準用する。

#### 第38条

- ① 各地区に地区委員会をおく。
- ② 地区委員長は地区会長がこれに当たる。
- ③ 地区委員長は地区会において選出する。

第39条 各地区に必要な応じて、教区各部に準ずるもの、または担当委員をおく。

第40条 各地区の経費のための負担金等は地区の事情に応じて定める。

第41条 各地区は地区規則を作り教区総会議長の承認を得なければならない。

## 第 6 章 財 務

第42条 本教区の経費は教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

#### 策43条

- ① 教会および伝道所の負担金は教区総会の議を経てこれを定める。
- ② 負担金は別に定める基準によって賦課する。
- ③ 負担金は7月、10月、1月の3回に分けてこれを教区事務所に納付するものとする。

第44条 天災その他やむを得ない事情のため負担金を納付することができない教会または伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議を経て、その負担金の一部または全部を延納または免除することができる。

第45条 天災その他やむを得ない事由あるときは、その用途を明示し、教区総会または常置委員会の議決を経て、教会および伝道所に対し臨時に負担金を割当て、その納付を求めることができる。

第46条 予算はこれを経常および特別の2部に分けて、各これを款項目に区別するものとする。

第47条 予算案は教区総会に提出しなければならない。

第48条 教区総会において予算が成立しない時は、前年度の予算を踏襲する。

第49条 決算は予算と同形式で作成し、教区総会に提出しなければならない。

第50条 本教区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 補 則

第51条 教区総会議長の承認を受くべき事項は別段の定めがある場合を除き、すべて常置委員会の議を経なければならない。

第52条 教区総会議長の承認した事項は、すべて教団総会議長の同意を得なければならない。

第53条 本教区の規則は教区総会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第54条 本教区規則の内、教団規則と同一なる事項は教団規則変更と共に自動的に変更するものとする。

## 附 則

第55条 本規則は教区総会において決議され、教団総会議長の承認を受けた日からこれを施行する。

ただし、経常費予算に関する事項については1961年4月1日から施行する。

# 各地区規則

# 日本基督教団中部教区富山地区規則

1955年12月5日 制定  
1969年6月2日 改正  
1982年5月24日 改正  
1984年5月28日 改正  
2005年5月30日 改正  
2013年5月27日 改正

第1条 本地区は日本基督教団中部教区富山地区と称し、日本基督教団に属する富山県内の教会および伝道所をもって組織する。

第2条 本地区は教会相互の一致、協力、教職・信徒の親睦、援助を図り、各種の行事を通じて主の福音を広く富山県内に宣教することを以て目的とする。

## 第3条

- ① 本地区は毎年6月末までに定期地区総会を開き、また必要により臨時地区総会を開く。
- ② 地区総会は、地区内の教会・伝道所の教職および、教会・伝道所選出の信徒の総意を代表する信徒1名を以って組織する。
- ③ 地区総会は、地区会長を議長とし、議長および各部委員会の提案事項を審議決定する。

## 第4条

- ① 本地区には地区会長、同副会長、書記、会計および会計監査委員をおく。
- ② 地区会長は、地区内の正教師の中から、副会長は、地区内の信徒議員の中から、地区総会において選出する。
- ③ 地区書記、会計は、地区総会において議員の内より選出する。
- ④ 会計監査委員は、地区総会において選出する。

## 第5条

- ① 地区委員会は、地区会長、副会長、書記、会計をもって組織し、地区委員長は地区会長がこれにあたる。
- ② 地区委員会は、山下・愛恵基金を管理する。

## 第6条

- ① 本地区は、その目的を達成するために教区各部委員会に準ずる各部委員会を設ける。
- ② 各部委員は教職者および信徒の中より選出する。
- ③ 各部委員長は各部委員の互選による。
- ④ 各部の所管事項は教区規則に準ずるものとする。

第7条 本地区の各役員・委員は兼務し得るものとし、各々任期は2ケ年とする。ただし再選を防げない。

第8条 本地区の運営資金は各教会の負担金、教区からの交付金および献金その他をもってこれにあてる。

第9条 本地区規則の変更は総会議員の3分の2以上の賛成を得て行う。

第10条 本地区の規則は地区総会において決議せられ、教区総会議長の承認を受けた日から施行する。

# 日本基督教団中部教区石川地区規則

1960年9月19日 制定  
1968年5月28日 改定  
1982年5月31日 改定  
2014年5月27日 改定

第1条 本地区は日本基督教団中部教区石川地区と称し、石川県下の日本基督教団に属する教会と伝道所をもって組織する。

第2条 本地区は中部教区の一翼として一致協力し、石川県下の伝道ならびに教務の遂行にあたることをもって目的とする。

第3条 本地区は毎年1回定期教区総会後6月末までに定期地区総会を開く。そのほか地区委員会が必要とみとめたときに臨時地区総会を開くことができる。

第4条 地区総会は次にかかげる議員をもって組織する。

- ① 地区内における教会、伝道所を担任する教師、教務教師および宣教師。
- ② 地区内における教会、伝道所より選出された信徒各々1名、ただし現住陪餐会員100名を越える教会は2名とし、更に現住陪餐会員100名を増す毎に議員1名増すものとする。

第5条 次に掲げるものは準議員として地区総会に出席し、発言することができる。ただし、表決に加わることはできない。

- ① 地区各部委員
- ② その他地区総会において推薦されたもの。

第6条

- ① 地区に会長、副会長、書記、会計をおく。
- ② 地区会長は本地区内の正教師の中より選出する。
- ③ 会長、副会長、書記、会計の任期は2年とする。
- ④ 補欠による会長、副会長、書記、会計の任期はその前任者の残任期とする。
- ⑤ 本地区の事務所を会長宅におく。

第7条

- ① 本地区に地区委員会をおく。
- ② 地区委員会委員長は地区会長がこれに当たる。
- ③ 地区委員会は会長、副会長、書記、会計をもって組織する。

第8条

- ① 本地区に教区機構に準じて次の委員会をおく。
  - (1) 伝道委員会 5名
  - (2) 教育委員会 8名
  - (3) 社会委員会 5名
  - (4) 教師委員会 3名

② 各委員会委員長は教区委員の中より選出する。

③ 各委員会委員長は地区総会において選出する。

第9条 本地区の経費は各教会、伝道所の負担金、献金、教区よりの交付金、その他の収入をもつてこれにあてる。

第10条 本地区の事業ならびに会計に関する報告は毎年1回発表しなければならない。

第11条 本規則に定めのない事項については日本基督教団中部教区規則を準用する。

第12条 本規則の改正は地区総会において議決した後、教区総会議長の承認を受けなければならない。

附 則 (1) 本地区の成立年月日 1960年9月19日

# 日本基督教団中部教区福井地区規則

1960年9月30日 制定

1969年5月25日 改正

1986年6月2日 改正

第1条 本地区は日本基督教団中部教区福井地区と称し、福井県下の教団所属の教会、伝道所をもって構成する。

第2条 本地区は日本基督教団中部教区の一翼として、県下一円に主の福音を宣べ伝え、主の教会を建てるため、相互の一致協力を計り、教務の遂行にあたることを目的とする。

第3条 本地区は前条の目的を達成するため、必要と認める事業活動等を行う。

第4条 本地区は地区会を組織し、その最高議決機関として地区総会をおき、毎年1回これを開く。総会は議員総数の2分の1以上の出席を必要とする。尚、地区委員会において必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第5条 総会の議員は、正議員と準議員とし、正議員は教会、伝道所を担任する教師および現住陪餐会員30名までごとに1名の役員である信徒とする。議員の任期は2年とする。準議員は、総会において推薦した教師および信徒とする。

第6条 総会は会長、副会長、書記、会計各1名を選出し、地区委員会を構成する。ただし、地区会長は正教師の中より選出しなければならない。

第7条 本地区会には伝道、教育、社会、教師の各委員会をおく。委員は総会において選出する。

第8条 前条および第6条の各委員の任期は2年とする。

第9条 本地区の運営に要する費用は、教会、伝道所からの負担金、教区からの交付金および献金等をもってあてる。

第10条 本規則において定めていないところは、教区規則に準じ地区委員会がこれを決定する。

第11条 本規則の変更は、地区総会の3分の2以上の同意を得て行う。

第12条 本規則は地区総会において決議し、教区総会議長の同意を受けた日から、これを施行する。



# 日本基督教団中部教区愛知東地区規則

1983年6月12日 制定  
2007年6月17日 改正

(名称・構成)

第1条 本地区は日本基督教団中部教区愛知東地区と称し、愛知県下の三河・知多地方にある日本基督教団に属する教会と伝道所をもって構成する。

(目的)

第2条 本地区は地区内の教会・伝道所相互の協力、連帯、研鑽をはかり、その活動に資することを目的とする。

(地区総会)

第3条

- ① 本地区は毎年1回定期地区総会を定期教区総会后1ヶ月以内に開く、また地区委員会が必要と認めた時に、臨時地区総会を開くことができる。
- ② 地区総会は、地区内の教師および教会・伝道所の信徒代表1名をもって組織する。ただし現住陪餐会員50名を越える教会は信徒代表を2名とする。
- ③ 地区総会は地区会長がこれを招集する。
- ④ 地区総会は議員総数の2分の1以上の出席を必要とする。

(役員)

第4条

- ① 本地区に地区会長、同副会長、同書記および会計をおく。
- ② 地区会長は地区内の正教師の中から、副会長は地区内の信徒の中から2名、地区総会において選出する。
- ③ 書記・会計は、地区総会において選出する。
- ④ 役員任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(地区委員会)

第5条 本地区に地区委員会をおき、役員をもって組織し地区委員会委員長には地区会長があたる。

(各部および担当委員)

第6条 本地区に必要な応じ教区各部委員会に準ずる各部または担当委員をおくことができる。

(事務所)

第7条 事務所は地区会計のもとにおく。

(経費)

第8条 本地区の経費は各教会・伝道所の負担金、献金、教区より交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

## 補 則

第9条 本規則に定めない事項については中部教区規則を準用する。

## 附 則

第10条 本規則は教区総会議長の同意を受けた上で2007年6月17日から施行する。

# 日本基督教団中部教区愛知西地区規則

1983年6月12日 制定  
1996年6月18日 改正  
2003年6月15日 改正  
2008年6月15日 改正  
2011年6月19日 改正  
2012年6月17日 改正  
2013年6月16日 改正

第1条 本地区は、日本基督教団中部教区愛知西地区と称し、愛知県下の知多を除く尾張地方にある日本基督教団に属する教会と伝道所をもって構成する。

第2条 本地区は、中部教区の方針に従い、一致協力して宣教の実を挙げ、又教務の遂行に当たる事をもって目的とする。

## 第3条

- ① 本地区は、毎年1回の定期地区総会を定期教区総会后、6月中に開く。また地区委員会が必要と認めた時に、臨時地区総会を開くことができる。
- ② 地区総会は次に掲げる代表をもって組織する。
  - (1) 地区内の教会・伝道所の担任教師、及び教会・伝道所の信徒代表1名。ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では2名とし、更に現住陪餐会員200名を増す教会毎に議員1名を増すことができる。
  - (2) 地区内における教務教師及び巡回教師。
  - (3) 地区委員会の議決を経て推薦する者。ただし、その数は推薦議員以外の議員総数の10分の1以内を目安とする。
- ③ 地区総会は地区会長がこれを招集する。
- ④ 地区総会は議員総数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決をすることはできない。

## 第4条

- ① 地区に地区会長、同副会長、同書記および会計を置く。
- ② 地区会長は、地区内の正教師の中から、副会長は地区総会信徒正議員の中から、地区総会において選出する。
- ③ 書記・会計は、地区総会において、地区内の教師の中から選出する。
- ④ 委員の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5条

- ① 地区に地区委員会を置く。
- ② 地区委員会委員長は、地区会長がこれに当たる。
- ③ 地区委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 地区会長、同副会長、同書記、同会計。
  - (2) 地区総会において選出された者4名。ただし教師2名、信徒2名。

## 第6条

① 地区は、その目的を遂行するために、次の各部および委員会を置く。

- (1) 伝道部
- (2) 社会部
- (3) 教師部
- (4) 教会教育委員会
- (5) 教会音楽委員会
- (6) 教会壮年会連合委員会
- (7) 教会婦人会連合委員会
- (8) 教会青年会連合委員会
- (9) 教会高校生連合委員会
- (10) ベタニヤ会
- (11) 地区ニュース編集委員会

② 各部・各委員会の委員は、地区総会において選出し、任期は2年とする。

③ 地区会長は、各部、各委員長、特設委員長を招集して、拡大地区委員会を開くことができる。

④ 地区は必要のある時には、特設委員会を設けることができる。

第7条 事務所は地区会計のもとに置く。

第8条 地区の経費は各教会・伝道所の負担金、献金、教区よりの交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第9条 本地区規則は、地区総会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第10条 本規則に定めのない事項については、日本基督教団中部教区規則に準用する。

第11条 本規則は教区総会議長の同意を受けたうえで、2013年6月16日からこれを施行する。

# 日本基督教団中部教区岐阜地区規則

1978年 5月 28日 制定  
1978年 9月 15日 改正  
1981年 9月 23日 改正  
1981年 11月 23日 改正  
1995年 4月 29日 改正  
1998年 6月 2日 改正  
2002年 6月 16日 改正

(名 称)

第1条 日本基督教団中部教区岐阜地区と称する。

(構 成)

第2条 岐阜県下にある日本基督教団に属する教会、伝道所をもって構成する。

(目 的)

第3条 本地区は中部教区の一翼として、教会、伝道所相互の協力、連帯、研鑽をはかり、その活動に資することを目的とする。

(地 区 会)

第4条

- ① 定期地区会は毎年1回開く。また、地区委員会が必要と認めた時は臨時地区会を開くことができる。
- ② 地区会は次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 地区内における教会担任教師、教務教師。
  - (2) 地区内における現住陪餐会員30名につき1名（但し、30名未満の場合は30名とみなす）の各教会、伝道所選出の信徒。
  - (3) 地区内における教師または信徒で、地区委員会の議決を経て、地区会長の推薦する者。但し、その数は推薦議員以外の議員総数の100分の10を超えてはならない。
  - (4) 地区委員。
- ③ 前項第2号および第3号の議員の任期は、選挙のあった年の地区会より2年後の地区会の前日までとする。
- ④ 地区会において推薦する者は、准議員として地区会に出席し発言することができる。但し、表決に加わることはできない。
- ⑤ 地区会は議員総数の3分の1以上の出席者がなければ議事を開き議決することはできない。

(役 員)

第5条

- ① 本地区に地区会長、同副会長、同書記、同会計をおく。
- ② 地区会長は地区内の正教師の中から選出する。
- ③ 役員は地区会において選出し、その任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(地区委員会)

## 第6条

- ① 地区に、地区委員会をおく。
- ② 地区委員会委員長は、地区会長がこれにあたる。
- ③ 地区委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 地区会長、同副会長、同書記、同会計。
  - (2) 地区会において、選出された者3名。
  - (3) 地区委員会構成は、教師4名、信徒3名とする。
- ④ 委員の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。  
(各部および担当委員)

第7条 本地区に必要なに応じて教区各部委員会に準じて、各部または担当委員をおくことができる。  
(事務所)

第8条 事務所は地区書記のもとにおく。  
(経費)

## 第9条

- ① 本地区の経費は、各教会、伝道所の負担金、献金、教区よりの交付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- ② 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 補 則

第10条 本規則は地区会において出席議員の3分の2以上の同意を受けなければ変更することはできない。

第11条 本規則に定めのない事項については中部教区規則を準用する。

## 附 則

第12条 本規則は地区会において決議せられ、教区総会議長の同意を受けた日からこれを施行する。

# 日本基督教団中部教区三重地区規則

制定年月日不詳  
1960年6月6日 改正  
1964年6月22日 改正  
1965年6月21日 改正  
1966年5月20日 改正  
1969年5月29日 改正  
1971年5月24日 改正

第1条 本地区は日本基督教団中部教区三重地区と称し、三重県下の日本基督教団所属の教会と伝道所をもって組織する。

第2条 本地区は日本基督教団中部教区の一翼として三重県下一円に主の福音を宣べ伝え、主の教会を建てんがため教会相互の一致と協力を計るをもって目的とする。

第3条 本地区は前条の目的を達成するため必要と認める種々の事業を行う。

第4条 本地区は最高議決機関として地区総会をおく。

第5条 地区総会は毎年1回、5月あるいは6月に定期総会を開く。他、必要により臨時総会を開催する。

第6条 地区総会議員は正議員と准議員とする。

第7条 正議員は県下の教会、伝道所を担任する正教師、補教師、宣教師の教師議員および現住陪餐会員50名に付1名（ただし50名未満は50名と見なす）の教会、伝道所選出の役員たる信徒議員とする。

第8条 准議員は地区総会において推薦された教師、宣教師および信徒とする。

第9条

- ① 地区総会は互選により地区会長、副会長、書記および会計1名を選出する。
- ② 地区会長は地区内の教会主任教師たる正教師中より選出する。

第10条

- ① 地区会長は地区委員会を組織し地区の運営にあたる。
- ② 地区委員会の委員は地区会長、副会長、書記および会計とする。
- ③ 地区委員長は地区会長がこれにあたる。
- ④ 地区委員長は必要ある場合は、地区総会の同意を得て、地区総会正議員の中から1名の地区委員会の委員を任命することができる。

第11条

- ① 本地区に次の部をおく。  
伝道部、壮年部、婦人部、青年部、教会学校部、教会音楽部、社会部、教師部。
- ② 各部の委員長と委員は地区総会において選出する。

第12条 地区会長、副会長、書記、会計ならびに各部委員長、委員の任期は2年とする。

第13条 本地区の運営に要する資金は地区各教会、伝道所からの負担金、教区よりの交付金、献金および寄附金をもってあてる。

第14条 本地区の事業ならびに会計報告は毎年1回必ず発表しなければならない。

第15条 本規則において定めていない所は日本基督教団中部教区規則に従い決定する。

第16条 本規則は地区総会において決議せられ、教区総会議長の同意を受けた日からこれを施行する。



# 諸 規 約

# 中部教区教師退職一時金互助会規約

1974年6月17日 制定  
1974年4月1日 施行  
1983年2月21日 改正  
1984年2月13日 改正  
2005年2月15日 改正  
2006年2月21日 改正

(目的及び歴史的経緯)

1. 中部教区は互助の精神で、教師の辞任に際して、一時金を支給することを目的として本会をおく。

これは、かつて教区内教会（伝道所を含む。以下同じ）において退職一時金が十分に支給されず、辞任する教師が困窮した経験をふまえ、教区諸教会がこの積立の重要性を認識し、一致してその充実をはかるために設けられ、1974年より実施されてきたものである。

(構成)

2. 本会は原則として、中部教区の全教会が加入して組織する。

(運営)

3. 本会の運営は、教区総会議長、副議長、書記、と財務部委員長および互助委員長が常置委員会の承認を得て行う。

(退職一時金の支給およびその額)

4. 教師が辞任する際に、各教会がその積立分から、教会役員会の議決にもとづき、退職一時金を当該教師に支給する。その金額は、当該教師の謝儀月額に在職年数を乗じたものを基本とする。

(教職退職一時金引当金)

5. 各個教会は、毎年定められた期限内に、その年の基準額以上を各教会において教師退職一時金引当金として積立て、積立状況を毎年度3月31日までに教区総会議長に報告する。

(1) 基準額は諸種の事情を考慮して互助委員会が立案し、常置委員会において決定する。ただし、附属施設にかかわる退職一時金制度に加入している教師に関しては積立額をその年度の基準額の2分の1とすることができる。

(2) 教師退職一時金引当金は、毎年度3月15日までに各教会において積み立てる。

(教師退職一時金引当金に対する援助)

6. 教区が定める年度基準額を全額積立てることが困難な教会に対しては、当該教会の申請に基づき、その50%を限度として援助することができる。

(1) 援助額は互助委員会が立案し、常置委員会において決定する。

(2) 援助の基準については別に定める。

(3) 援助資金は教区助合伝道会計より支出する。

(4) 援助を受けた教会は、教会負担分と合わせて教師退職一時金引当金として積立て、その結果を教区総会議長に報告する。その際、基準額以外に独自の積立を行うことを妨げない。

(運 営 費)

7. 本制度の運営費は教区が負担する。

補 則

- (1) 運用の細目については別に事務規則を設ける。
- (2) 本規約は1974年4月1日にさかのぼり発効する。
- (3) この規約に関する実務は、助合伝道献金に関する原案作成および謝儀援助等の諸援助の事務処理をも含め、中部教区互助委員会が担当する。

# 中部教区教職一時融資金規約

1984年 2月13日 制定  
1984年 2月13日 施行  
2017年10月31日 改正

1. 本規約は中部教区内教職への一時融資を目的とする。
2. 融資を受ける者は中部教区内教会担任教師とする。
3. 貸出金額は50万円を限度とする。
4. 貸出期間は3ヶ年以内とする。
5. 貸出金への利息は年0.5%とする。
6. 返済は1年据置きの後、半期毎とする。
7. 融資を希望する者は教区総会議長に申請し、教区総会議長及び互助委員長の承認により実行される。
8. 中部教区はこの為に「教職一時融資金」を設定する。

# 中部教区会堂融資規約

1973年3月6日 制定  
1979年6月18日 改正  
1988年2月15日 改正  
2003年2月18日 改正  
2010年2月23日 改正

1. 本規約は中部教区内教会、伝道所の会堂・牧師館の建設（修理を含む）ならびに土地購入のための融資を目的とする。
  2. 本規約による貸出にあたっては、資金調達の困難な教会、伝道所を優先するものとする。
  3. 貸出金額は500万円とする。ただし常置委員会の承認により限度を超えることができる。
  4. 貸出期限は10ヶ年以内とする。
  5. 貸出金への利子は年0.5%とする。返済期限後に及ぶ場合は、その部分の利子を年1%とする。
  6. 貸出申請は以下の書類を教会・伝道所の役員会にて作成し、地区会長の承認を受けてから教区常置委員会に提出する。
    - (1) 申請書（教区所定）には、以下の事を明記する。
      - ① 使用目的（具体的に）      ② 業者の見積
      - ③ 融資金額、期間              ④ 返済方法（具体的に）
    - (2) 役員会の議事録写し
  7. 地区委員会は融資申請の調査、仲介に当る。
  8. 融資は教区常置委員会の議決により決定される。
  9. 本会計は教区総会に報告し監査を受ける。
  10. 本会計の基金は次のものをもってあてる。
    - (1) 現在の教区会堂融資金
    - (2) 特別寄附金
- 付 この規約は1973年3月6日常置委員会承認後発効する。

# 中部教区教師互助会内規

2018年2月20日 制定

(名 称)

第1条 本会を中部教区教師互助会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を中部教区事務所に置く。

(目 的)

第3条 本会は互助会の運営（教師の交わりと互助）を目的とする。

(会 員)

第4条 本会は中部教区に属する教師をもって組織する。

(会 費)

第5条 本会費の掛金は教師本人の実質収入の0.5%とする。集まった金額の60%は教区助合伝道会計に支出し、残る40%をもって互助会を運営する。

会費は地区教師会から教区に送金する。教務教師については個人で送金することもできる。

(運 用)

第6条 本会は第3条の目的を達成するため互助会費を次の通り運用する。

運用については別紙を基準に行う。

- 1) 会員および配偶者及び被扶養家族の入院または病気療養による見舞金の贈呈。
- 2) 会員および配偶者が死去した場合の弔慰金（御花料）の贈呈。
- 3) 会員の同居の家族（両親、子）が死去した場合の弔慰金（御花料）の贈呈。
- 4) 会員の結婚および会員または配偶者が出産した場合の祝金の贈呈。
- 5) 会員が隠退した場合の慰労金（感謝）の贈呈。
- 6) 不時の災害による一時見舞金の贈呈。
- 7) 教区助合伝道会計への支出。

(運 営)

第7条 本会の運営は教区三役が必要な事項を処理する。また各地区会長が本会との連絡に当たる。

(会 計)

第8条 本会の会計事務は教区事務室にて処理する。会計年度が終了したときは会計監査を経て総会に報告する。

# 参 考 资 料

# 教区総会における「建議、請願」の取り扱い

2001年度第6回常置委員会（2002年2月18、19日開催）において、「建議、請願」の取り扱いについて以下の申し合わせ事項を決議した。

## ① 建議、請願とは

中部教区規則第13条④にある「請願または建議」は、日本基督教団の教規施行細則第4条2を採用すれば、「教区の教務または行為について、建設的な提言をなし（建議）、教務機関の処置に対して希望を訴えること（請願）」である。

## ② 建議、請願の主体は

教区規則第13条の「教師および信徒は5名以上の同意を得て請願または建議をすることができる」は教規第22条に基づく規定である。教規において建議、請願の主体となる「教師および信徒」は、議員として総会に出席できない者を指している（信仰職制委員会の答申「建議・請願の取り扱いについて」2001年10月17日付参照）。教区規則もこれに準じて理解すべきものであり、教区総会に建議、請願をすることができるのは、教区総会議員以外の教区内の教師、信徒である。

## ③ 建議、請願と議案の違い

教区総会議員は、議員10名以上の同意を得て教区総会に「議案」を提出することができる（教区規則第13条③）。教区総会議員でないためにこれをすることができない人が、教区総会に提言をし、あるいは希望を訴えるために設けられているのが「建議、請願」である。従って、建議、請願は議案ではないし、これが採択されても提言・希望として認められたものであって拘束力を持つものではない（信仰職制委員会の上記答申参照）。

2014年度第2回常置委員会（2014年6月23、24日開催）において、「建議・請願」の取り扱いについて、2001年年度第6回常置委員会で決議した申し合わせ事項④を以下のとおり変更した。

## ④ 建議、請願の取り扱い

教区総会に対してなされた建議、請願の採否および取り扱いについて、中部教区において「議案整理委員会」が審査してきたが、2014年度第64回中部教区総会において、中部教区規則第14条を教規に準じて変更し、「建議請願審査委員会」をおくこととなった（2015年度より施行）。建議請願審査委員会は、教区総会に提出された建議ならびに請願について、採否および取扱いを審査し、採択されれば議場に紹介される。議場は議長に対して、その内容に関連した質疑を求めることができる。また議長の判断によって、特に重要と思われる建議、請願については、議場に賛意を問うことができる。しかしそれは議案の採決ではない（これらの取り扱いについては、第32総会期第4回常議員会における決議及びその付記に基づく）。



## 各委員会の位置付けと継続手続き

2001年度第6回常置委員会（2002年2月18、19日開催）において、各委員会の位置付けと継続手続きについて以下の申し合わせ事項を決議した。

常設委員会：教区規則第31条に定められた4委員会であり、教区総会の議を経て委員を選出する。

特設委員会：教区総会の下に設置された委員会であり、委員改選期の教区総会にて継続を協議する。  
継続が可決されたあと、委員は常置委員会にて選出される。

特別委員会：常置委員会の下にある委員会であり、委員改選総会前の2月常置委員会にて継続を協議する。継続が可決されたあと、委員は、常置委員会にて選出される。

# 教会諸記録作成要綱

諸会記録は、つとめて以下の要綱に則って作成して下さい。

## 1. 記録簿の体裁について

- ・教会総会記録と役員会記録を別々にして作成すること。
- ・通しページを刻印して、堅牢な帳簿を用いること。また、記録が散逸しないような製本をすること。
- ・パソコン等で作成したものには、堅牢な表紙を付けること。

## 2. 記入方法について

- ・空行・空欄および白紙のページには「以下余白」と記入するか、斜線を引くこと。尚、パソコンで作成したものについては、余白処理は必要ありません。
- ・議事録の変更については、二重線を引いた上で、議長および書記が訂正印を押すこと。修正液は用いないこと。
- ・パソコン等で作成したものに、原則手書きでの加筆はしないこと。製本前ならば、変更後の議事録と差し替えること。但し、製本後の変更の場合は、前項の議事録の変更についての方法に従うこと。
- ・記録簿に貼布する場合、議長と書記が割印すること。

## 3. 記録の様式について

- ・記録は様式A、B（38～42頁参照）の要領で作成すること。ただし、それぞれの教会の慣行により、若干これと異なることは差し支えない。

## 4. 記録作成について

- ・定期と臨時を明記すること。
- ・会議の年月日、場所、開会、閉会時分、出欠者名を明記すること。
- ・前回議事録確認（承認）を明記すること。
- ・教団教規及び教会規則に基づき、会議成立の確認と可決承認に必要な賛成者数を確認すること。（別表42頁参照）。
- ・「報告」については、報告事項の要旨、報告者名、質疑応答（重要なもの）を記し、最後に必ず「承認」「継続」「不承認」を明記すること。
- ・「議事（議案）」については、議題、議事の内容、提案者または趣旨説明者の氏名、説明の概要、提出資料の要旨、質疑応答および討論の概要、修正案について結論を明記した上で、「可決」「継続」「否決」と明記すること。
- ・議事録の最後に議長、書記の氏名を記し、捺印すること。

〔様式A〕 役員会（長老会）書記録

20〇〇年度 第〇回（〇月）定期（または臨時）役員（長老）会記録

日 時 20〇〇年〇月〇日〇時〇分開会

同 〇時〇分開会

場 所 〇〇教会事務室（または礼拝堂、その他）

議 長 主任担任教師 何 某

書 記 役員（長老） 何 某

出席者 氏名……………以上〇名

欠席者 氏名……………以上〇名

I 開会祈祷 何 某

II 議長・定足数を満たしていることを確認して、役員（長老）会の成立を宣言。

III 前回記録確認 書記何某前回の記録を朗読し、異議なく（または「〇ページ、〇行目、〇字訂正の上」）これを確認した。

IV 報 告

1 前月の礼拝、集会の出席者数、その他について、何某報告。報告内容次の通り。

……………以上承認

2 前月の会計報告、その他財務について、何某報告。報告内容次の通り。

……………以上承認

3 教会学校について、教会学校何某報告。報告内容次の通り。

……………以上承認

4 〇〇について、何某報告。報告内容（またはその要旨）次の通り。

……………以上承認

5 公益事業〇〇について、何某報告。報告内容次の通り。

……………以上承認

V 議 事

(1) 〇月〇日の礼拝を……………として守ることを可決。

(2) 〇月〇日より何某を招聘して、特別伝道集会を……………のように行うことを可決。

(3) 〇月〇日教会学校において……………を行うことを可決。

(4) 下記バプテスマ（または信仰告白）志願者に試問を行なった。その結果、〇月〇日バプテスマ（または信仰告白式）を行ない、当教会員として登録することを可決。

(5) 何某より何教会へ転出の申出があったので、これを承認し薦書を送付することを可決。

(6) 何教会より何某の転入会の薦書が送付されてきたので、これを受け入れることを可決。

(7) 次回教会総会に提出する議案を下記の通りとすることを可決。

(8) 担任教師（または代務者）の招聘（または辞任）につき、下記の議案を次回総会に提案す

ることを可決。

(9) 前回の教会総会より一任された………の件につき、下記の通りとすることを可決。

(10) [その他] ……とすることを可決。

VI 懇 談

(1) ○○について

(2) ○○について以上懇談した。

VII 閉会祈祷 何 某

議 長 主任担任教師 何某印

書 記 役員（長老） 何某印

〔様式B〕 教会総会記録

20〇〇年度 第〇回定期（または臨時）教会総会記録

日 時 20〇〇年〇月〇日〇時〇分開会

同 〇時〇分開会

場 所 〇〇教会礼拝堂

議 長 主任担任教師 何 某

書 記 役員（長老） 何 某

I 賛美歌〇〇番、聖書……を何某が朗読した。開会祈祷 何某。

II 議員点呼、出席議員名は次の通り。

……………以上現住陪餐会員〇名中〇名出席。

教会規則第〇条により、議長は教会総会の成立を宣言した。

III 役員（長老）何某を賛成多数により書記に選出した。

IV 報 告

(1) 前年度の教勢報告 報告者 何某

報告内容次の通り。

……………以上賛成多数により承認。

(2) 役員（長老）会報告 報告者 書記何某

報告内容次の通り。

……………以上賛成多数により承認。

(3) 〔その他〕事業報告 報告者 何某

報告内容次の通り。

……………以上賛成多数により承認。

(4) 前年度歳入・歳出決算報告 報告者 会計何某

報告内容次の通り。

……………以上賛成多数により承認。

(5) 〔その他〕報告書 何某

……………を賛成多数により承認。

V 議 事

1 本年度伝道計画その他事業計画に関する件

本件議案は次の通り。

……………

以上につき、〇名中〇名の賛成により、これを可決。

2 本年度の歳入・歳出予算に関する件

本件議案は次の通り。

……………

以上につき、○名中○名の賛成により、これを可決。

3 (主任) 担任教師何某の辞任に関する件

(主任) 担任教師何某より辞任申出があったことおよびそれに関する役員(長老)会の議案につき、書記何某次の通り説明

.....

以上につき、○名中○名の賛成により、これを可決。

4 日本基督教団教師何某を本教会(主任)担任教師として招聘する件。

本件に関する役員(長老)会の議案につき、書記何某次の通り説明。

.....

以上につき、○名中○名の賛成により、これを可決。

5 役員(長老)選挙に関する件

役員(長老)の選挙は、投票(または推薦・確認等)の結果、次の通り。

当選 何某 ○票(投票の場合)

同 何某 ○票.....以上○名当選

次点 何某 ○票

6 教区総会議員選任に関する件

中部教区総会の当教会選出の信徒議員として、投票(または推薦承認)により、何某を選出。(または「その選出を役員会(長老会)に一任すること」を可決)

7 宗教法人法上の責任役員選出に関する件

本件につき、投票(または推薦承認等)により、何某を責任役員に選出。

8 教会規則改正に関する件

本教会規則第○条「.....」を「.....」と改正することにつき、○名中○名の賛成により、これを可決。

9 [その他].....の件につき、これを賛成多数により可決。

10 記録確認に関する件

本総会の記録の確認を役員(長老)会(または記録調査委員何某)に一任することを賛成多数により可決。

VI 懇談

(イ) ○○について

(ロ) ○○について 以上懇談

(ハ) ○○について役員(長老)会に要望することを了承。

VII 閉会祈祷 何某

議長 主任担任教師 何某印

書記 役員(長老) 何某印

上の記録を調査し、これを確認した。

記録調査委員

何某印

〃

何某印

[別 表]

教 会 総 会				役 員 会 (長老会)
	通常の場合	基本財産の処分建物 新・改築等	教会解散、教団から の離脱及び宗教法人 被包括関係の廃止	
定 足 数	現住陪餐会員の $\frac{1}{5}$ (教規95条②但)	議員（担任教師を含 む）定数の $\frac{1}{3}$ (宗教法人準則25条)	現住陪餐会員の $\frac{2}{3}$ (教規93条但、同施 行細則10条)	構成員(担任教師と役 員現員)の $\frac{1}{2}$ (教会規則準則39条、 教規施行細則11条)
可 な 決 賛 に 成 必 者 要 数	出席議員の過半数 (教会規則準則32条)	出席議員の $\frac{2}{3}$ (教規118条2項、宗 教法人準則25条)	出席議員の $\frac{2}{3}$ (教規93条但、同施 行細則10条)	出席者の過半数 (教会規則準則40条)

(以上は教規などによる最低要件である。)

## 宗教法人事務その他に関する注意

(I) 下記の行為をする時には、その事務手続きについて教区事務所にあらかじめ問い合わせてください。

- (1) 主任担任教師の招聘、辞任、解任および代務者の決定
- (2) 主要な境内建物（礼拝堂、牧師館）等の新築、改築、増築、移築、除却
- (3) 用途変更、処分または担保
- (4) 教規第85条に基づく教会規則の変更
- (5) 住所の変更、宗教法教会規則の変更
- (6) 教会種別の変更

なお、宗教法関係事務については、最新の「宗教法人の諸手続き（教団事務局発行）」を御参照下さい。

### ◎申請書記載注意事項

#### 1. 宗教法「教会規則変更承認申請書」について

現行規則が縦書きの場合は申請書も別紙縦書き、横書きの場合は申請書も別紙横書きの様式に従って作成して下さい。

#### 2. 「宗教法第23条および教会規則 条による申請書」について

（基本財産に関する手続き）

教会が次の行為をしようとするときは、宗教法第23条及び法人規則によって所定の手続きを経ることが必要です。該当する行為を明記し、様式に従って作成してください。

- (1) 不動産を処分又は担保に供するとき
- (2) 借入れ又は保証をするとき
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却などをするとき
- (4) 境内地の著しい模様替えをするとき
- (5) 境内地、境内建物の用途変更又は目的外使用のとき

### (II) 申請書に必要な添付書類

#### 1. いずれの場合にも添付すべき書類

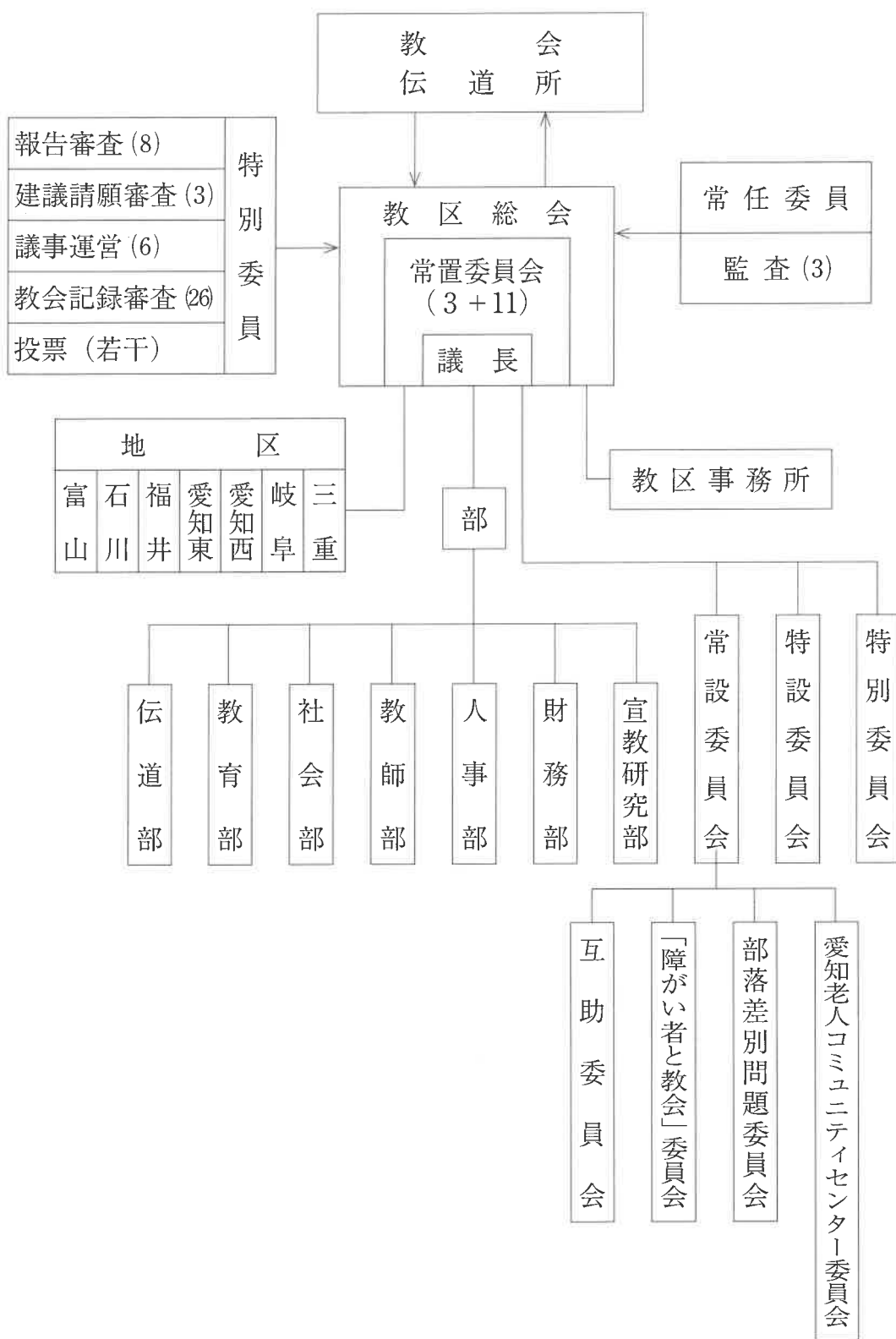
- (1) 責任役員会議事録写
- (2) 教会総会議事録写



2. 申請の内容によって添付すべき書類

申請事項	添付書類
基本財産等の処分・取得および購入等	処分する財産の登記事項証明 同上物件の公図・配置図 代価の用途 買主の住所・氏名・金額 売買契約書 公告・公告証明書・週報・写真
担保提供・借入れ	承諾書又は契約書 担保物件の登記事項証明 借入条件・抵当権の内容 返済計画書 借入明細書（借入先、金額、用途、担保の明細） 公告・公告証明書・週報・写真
境内建物の 除却 新築・改築・増築 移築	土地登記事項証明 除却建物の登記事項証明・物件配置図・平面図等 新築等物件の建物配置図・平面図・立面図・案内図 工事見積書・工事請負契約書写・土地配置図その他この申請に必要な書類 公告・公告証明書・週報・写真
境内地・境内建物の著しい模様替え	土地登記事項証明 模様替えの建物配置図・土地配置図 その他この申請に必要な書類
境内地・境内建物の目的外使用	土地・建物登記事項証明 契約書写その他の写し 公告・公告証明書・週報・写真

# 中部教区機構図



日本基督教団中部教区規則および諸規約集

2023年12月1日 印刷・発行

発行者 日本基督教団中部教区常置委員会

加藤 幹夫

発行所 日本基督教団中部教区事務所

郵便番号 461-0009

名古屋市東区久屋町8の6

電話 〈052〉971-8497 (FAX兼)

振替 00830-7-52037